

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、災害時の機能確保が必要な緊急輸送路沿道建築物等の耐震化を促進し、市民の安全・安心を確保するため、民間の当該建築物の耐震診断を実施しようとする所有者等に対し、その費用の一部を助成するため予算の範囲内で交付する補助金に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存耐震不適格建築物 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、基準法に基づく命令及び条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で、基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第3条第1項で定める耐震不明建築物であるものをいう。
- (2) 要安全確認計画記載建築物 既存耐震不適格建築物であって、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物として、法第7条第2号で定めるものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添の第1に基づく方法によって、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震診断者 この要綱に基づき耐震診断の業務を行う建築士等をいう。
- (5) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物をいう。
- (6) 管理組合 区分所有法第3条又は第65条に規定する区分所有建物を管理する団体をいう。
- (7) 判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が制定する耐震判定委員会登録要綱に規定する耐震判定委員会をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する要安全確認計画記載建築物であること。
- (2) 基準法における新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）の際に現存し、又は工事中であった建築物であること。
- (3) 基準法第6条第1項の確認済証（以下「確認済証」という。）及び第7条第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けた建築物であること。ただし、補助対象建築物が基準法に違反していない場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (4) 国、地方公共団体その他公的な機関（以下「公的機関」という。）が一棟の全部を所有する建築物でないこと。

(5) この要綱及び国の耐震対策緊急促進事業に基づく補助金のほかに、公的機関から耐震診断に関する補助金を受けていない建築物であること。

(6) 基準法の耐震関係規定以外の規定に違反している建築物である場合にあっては、耐震関係規定について基準法第3条第2項の適用を受け、かつ、違反部分について耐震診断を行う前に是正措置を講じるものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物に対して実施する耐震診断に関する事業とする。

2 耐震診断の結果については、判定委員会による評価を受けなければならない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（補助対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）で、補助対象事業を実施する民間事業者とする。

2 前項の民間事業者とは、補助対象建築物の所有者（補助対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）をいう。

3 補助対象建築物（区分所有建物を除く。）が複数の者の共有に属する場合は、耐震診断の実施について、共有者全員の同意を得ていなければならない。

4 補助対象者は、市税（市民税（個人県民税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がない者に限るものとする。

5 補助対象者は、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この条において「暴力団関係者」という。）又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない者及び役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次の各号に掲げる費用を対象とする。

(1) 現状の耐震診断に要する以下の費用

ア 現地調査費（図面照合調査、コンクリート強度調査、鉄筋腐食度調査等）

イ 地盤調査や建築物に附属する擁壁の耐震診断に要する費用

ウ 構造計算、構造図面復元等に要する費用

(2) 判定委員会による耐震診断の評価に要する費用

2 補助対象経費の合計額は、次の各号に掲げる延べ床面積の区分に応じて、当該各号に掲げる1平方メートル当たりの費用を乗じて得た額を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,540,000円を限度として加算することができる。

(1) 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり3,600円

(2) 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,540円

(3) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり1,030円

(耐震診断者の要件)

第7条 耐震診断は、次に掲げるすべての基準に適合する者が行わなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する耐震診断者の要件に適合すること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づき、都道府県知事から登録を受けた建築士事務所に属すること。

(補助金の額)

第8条 市が交付する補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。

2 補助金の総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事前協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する申請をする前に、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）事前協議書（第1号様式）を市長に提出し事業内容等に係る協議を行うものとする。この場合において、当該事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書
- (2) 補助対象建築物の図面（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図等）
- (3) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し
- (4) 補助対象建築物の新築又は増改築等の経過を示す書類
- (5) 補助対象建築物の用途及び当該各用途に供する部分の床面積が分かる書類
- (6) 公的機関が共有者又は区分所有者である場合は、その部分が分かる書類
- (7) 建物外観写真（対象建築物がわかるもの）

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の事前協議が完了した後、規則第4条の規定に基づき、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付申請書（第2号様式）により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第3号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第4号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者が確認できる書類（申請時点において3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 補助対象建築物に共有者がある場合にあっては、耐震診断の実施に関する共有者の同意書
- (3) 補助対象建築物が区分所有建物である場合にあっては、耐震診断を実施する旨の管理組合の議決があることを証する書類又はこれに類する書類
- (4) 耐震診断を行う者が第7条各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書類
- (5) 耐震診断者の所属する建築士事務所からの補助事業に要する費用の見積書の写し
- (6) 事前協議書の写し（協議書に係る添付書類を含む。）

2 補助対象者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請

しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合又は仕入税額控除を行わない場合で申請時に消費税仕入税額控除確認書を提出したときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付決定通知書（第5号様式）により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第12条 補助対象者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容若しくは経費の配分を変更（補助金額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）しようとする場合及び同項第2号の規定に基づき事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）内容変更等承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）内容変更等承認通知書（第7号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第13条 規則第8条第1項の規定に基づき補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定通知書を受理した日から15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第14条 補助対象者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定により市長に郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）実績報告書（第8号様式）を提出し実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第9号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 判定委員会による耐震診断の評価の報告書
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 診断実施者からの請求書又は領収書の写し
- (5) 業務完了日がわかる書類
- (6) 耐震診断の実施状況がわかる写真

2 第10条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、前項の実績報告において、仕入控除税額が明らかな場合には、交付決定額からこれを減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、規則第15条の規定により、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付額確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し等）

第16条 市長は、規則第10条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した

ときは、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付取消通知書（第11号様式）又は郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付変更通知書（第12号様式）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したとき又は次条第2項の規定により補助金の交付の決定の一部を取り消したときは、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付取消通知書（第11号様式）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る補助金の返還を命じなければならない。
（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、補助金の交付の決定の一部を取り消すものとする。
（会計帳簿等の整備等）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（書類の提出）

第19条 この要綱により市長に提出する書類は、正副2部とする。

2 この要綱の規定に基づく申請は、棟ごとに行うものとする。
（その他）

第20条 本事業の実施に関しては、この要綱によるほか、次の各号に定める規定により行うこととし、その他事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- (4) 耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年国土交通省・国住市第53号）
- (5) 耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年国土交通省・国住市第54号）

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

郡山市長

協議者 〔住所〕
ふりがな
〔氏名〕
〔電話〕 ()

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）事前協議書

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり協議します。

建築物の概要	名 称		
	所 在 地		
	用 途		
	構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階	
	延 べ 面 積	m ²	
	着 工 年 月 日	年 月 日	
	建 築 確 認	年 月 日 号	
	検 査 済 証	年 月 日 号	
事業の内容	診 断 方 法		
	事業着手予定日	年 月 日	
	事業完了予定日	年 月 日	
	耐 震 診 断 者	氏名	
		() 建築士 () 登録第 号	
		講習会修了番号	
		所属事務所名称	
		() 知事登録第 号	
		所在地	
代表者名			
事業に要する費用の総額		円	

添付書類	(1) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書 (2) 補助対象建築物の図面（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図等） (3) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し (4) 補助対象建築物の新築又は増改築等の経過を示す書類 (5) 補助対象建築物の用途及び当該各用途に供する部分の床面積が分かる書類 (6) 公的機関が共有者又は区分所有者である場合は、その部分が分かる書類 (7) 建物外観写真（対象建築物がわかるもの）
------	--

備考 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」は、国の耐震対策緊急促進事業で定める様式によること。

第 2 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者 〔住所〕
ふりがな
〔氏名〕
〔電話〕 ()

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付申請書

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

施 行 場 所	郡山市			
総 事 業 費	円			
補助金交付申請額	円			
事業の目的・内容				
着手・完了予定日	着手	.	完了	.
添 付 書 類	(1) 補助対象建築物の登記事項証明書等 (2) 共有者の同意書 (3) 管理組合の議決があることを証する書類又はこれに類する書類 (4) 耐震診断者が要綱第 7 条各号に適合することを証する書類 (5) 耐震診断者の所属する建築士事務所からの補助事業に要する費用の見積書の写し (6) 事前協議書の写し（協議書に係る添付書類を含む）			
摘 要				

事業計画書

1 対象建築物の概要

建築物の名称	
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ面積	m ²

2 耐震診断者の概要

建築士氏名	
建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号
講習会終了番号	
所属事務所名称	
事務所登録番号 及び登録年月日	() 知事登録 第 号 年 月 日
所在地	
代表者名	

収支予算書

1 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
耐震診断費		補助対象経費
計		

第5号様式（第11条関係）

(文書の記号) 第 号

申請者 住所

氏名 様

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された補助金交付申請に対し、次のとおり補助金を交付することと決定したので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長



施 行 場 所	郡山市
補助金交付額	円
補 助 条 件	
摘 要	

第 6 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

郡山市長

補助事業者等

〔住所〕

ふりがな

〔氏名〕

〔電話〕 ()

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）内容変更等承認申請書

年 月 日付け（文書の記号）第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により申請します。

施 行 場 所	郡山市			
総 事 業 費	変 更 前	円	変 更 後	円
補助金交付額	既に通知を受けている額	円	変 更 後 の 交付申請額	円
事 業 完 了 予定年月日 (変更の場合)	年 月 日			
変更（中止・ 廃止）の理由				
変更の内容				
添 付 書 類				
摘 要				

(文書の記号) 第 号

氏名 様

年 月 日

印

施 行 場 所		郡山市					
変 更 の 承 認	補助金交付額	変更前		円	変更後		円
	変更に係る 条件						
中 止 の 承 認		年 月 日から 年 月 日まで補助 事業を中止することを承認する。					
廃 止 の 承 認		補助事業を廃止することを承認する。					
指 示 事 項							

第 8 号様式（第 14 条関係）

年 月 日

郡山市長

補助事業者等 〔住所〕
ふりがな
〔氏名〕
〔電話〕 ()

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）実績報告書

年 月 日付け（文書の記号）第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

施 行 場 所	郡山市			
総 事 業 費	計 画 額	円	確 定 額	円
補助金の額	既に通知を受けている額	円	確定見積額	円
着手・完了 年月日	着 手	. .	完 了	. .
補助事業の 成果				
添 付 書 類	(1) 耐震診断結果報告書 (2) 判定委員会による耐震診断の評価の報告書 (3) 請負契約書の写し (4) 診断実施者からの請求書又は領収書の写し (5) 業務完了日がわかる書類 (6) 耐震診断の実施状況がわかる写真			
摘 要				

収支決算書

1 収入 (単位 : 円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
計					

2 支出 (単位 : 円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
耐 震 診 断 費					
計					

(文書の記号) 第 号

氏名 様

年 月 日

印

施 行 場 所		郡山市
補 助 金 の 交 付 額	確 定 額 (A)	円
	既 通 知 額 (B)	円
	増 減 額 (A)－(B)	円
指 示 事 項 等		
摘 要		

(文書の記号) 第 号

氏名 様

年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金交付決定通知に係る補助金の交付については、次のとおりその決定の全部（一部）を取り消したので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 16 条第 1 項（第 2 項）の規定により通知します。

郡山市長



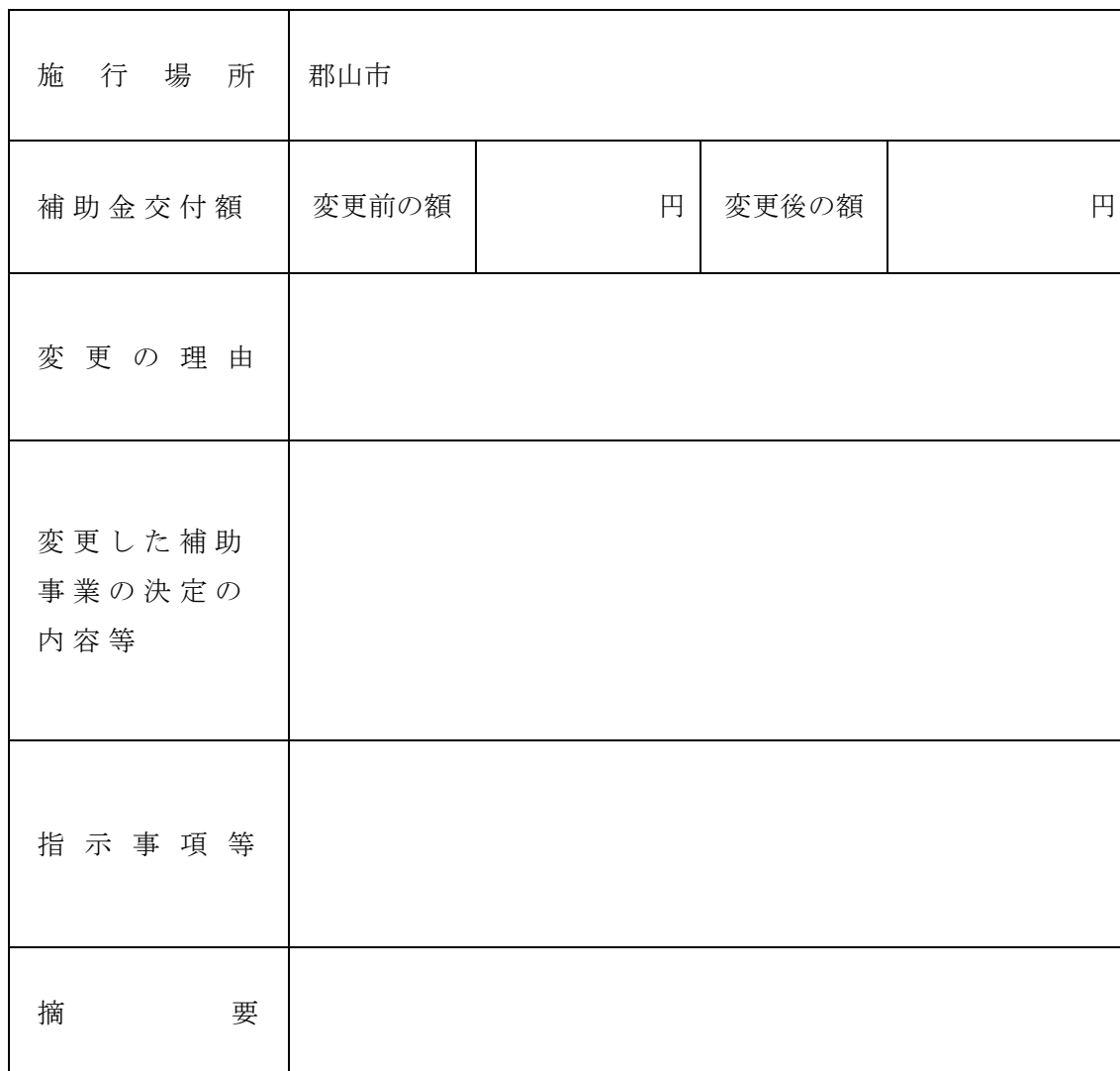
施 行 場 所	郡山市			
補 助 金 交 付 額	取消前の額	円	取消後の額	円
取 消 し の 理 由				
取 消 部 分 の 表 示				
指 示 事 項 等				
摘 要				

(文書の記号) 第 号

氏名 様

年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金交付決定通知に係る補助金の交付の決定の内容等をおのおい変更したので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知します。

郡山市長



年 月 日

郡山市長

報告者〔住所〕

〔氏名〕

消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付けで実績報告をした補助金について、次のとおり消費税額及び地方消費税額の確定に伴い補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により報告します。

施 行 場 所	郡山市
補 助 金 の 確 定 額	円
補助金の額の確定時における消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額 (A)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に 伴う補助金に係る消費税及び地方消 費税に係る仕入控除税額 (B)	円
補助金返還相当額 (B)－(A)	円
添 付 書 類	
摘 要	